三　次に掲げる物理的な安全管理に関する措置
イ　匿名障害福祉等関連情報を取り扱う区域を特定すること。
ロ　匿名障害福祉等関連情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの管理及び制限をするための措置を講ずること。
ハ　匿名障害福祉等関連情報の取扱いに係る機器の盗難等の防止のための措置を講ずること。
ニ　匿名障害福祉等関連情報を削除し、又は匿名障害福祉等関連情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。
四　次に掲げる技術的な安全管理に関する措置
イ　匿名障害福祉等関連情報を取り扱う電子計算機等において当該匿名障害福祉等関連情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。
ロ　匿名障害福祉等関連情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線等に接続している場合、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置を講ずること。
ハ　匿名障害福祉等関連情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることに伴う匿名障害福祉等関連情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。
五　次に掲げるその他の安全管理に関する措置
イ　匿名障害福祉等関連情報の取扱いに関する業務を委託するときは、当該委託を受けた者が講ずる当該匿名障害福祉等関連情報の安全管理のための必要かつ適切な措置について必要な確認を行うこと。
ロ　イの委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。
ハ　匿名障害福祉等関連情報を取り扱う者としてあらかじめ申し出た者以外の者が当該匿名障害福祉等関連情報を取り扱うことを禁止すること。

（法第八十九条の二の十の主務省令で定める者）

第六十八条の三の十一　法第八十九条の二の十の主務省令で定める者は、同条に規定する事務を適切に行うことができる者としてこども家庭庁長官又は厚生労働大臣が認めた者とする。　（新設）

（手数料に関する手続）

第六十八条の三の十二　こども家庭庁長官及び厚生労働大臣は、法第八十九条の二の三第一項の規定により匿名障害福祉等関連情報を提供するときは、匿名障害福祉等関連情報利用者（法第八十九条の二の四に規定する匿名障害福祉等関連情報利用者をいう。以下同じ。）に対し、当該匿名障害福祉等関連情報利用者が納付すべき手数料（法第八十九条の二の十一第一項に規定する手数料をいう。以下同じ。）の額及び納付期限を通知するものとする。　（新設）

2　前項の通知を受けた匿名障害福祉等関連情報利用者は、納付期限までに手数料を納付しなければならない。

（令第五十条第二項の主務省令で定める書面）

第六十八条の三の十三　令第五十条第二項の主務省令で定める書面は、次に掲げる事項を記載した手数料納付書とする。　（新設）

一　手数料の額
二　手数料の納付期限
三　その他必要な事項